

業務委託仕様書

1. 業務名 宮古島市産農産物流通実態調査及び共同配送モデル検討業務

2. 目的

本市では、亜熱帯の気候条件を生かし、多様な農作物が生産され、県内外に出荷されているが、昨今の社会情勢の変化による物流コストの高騰などが、生産者の農業経営における課題となっている。こうした課題を解決するため、現在、市内外へ販売されている市産農産物の流通販売の実態を把握し、最適な共同配送モデルを構築することで、配送コストの削減を図ることが求められる。

また、農産物の競争優位性を把握することで、様々な情勢や環境の変化に左右されない販売戦略の構築を同時に進めていくことも重要である。本業務においては、これらを明確にすると共に、今後の販売戦略の土台となる情報を整理し、中長期的に生産者の稼ぐ力の向上に繋げる。

3. 委託期間 委託契約締結日の翌日～令和6年2月29日（業務開始は8月中旬を想定）

4. 業務内容

「2. 目的」を達成するため、市産農産物の市内外への流通販売状況等を把握し、今後の農産物の配送効率化の仕組みや販売戦略の構築を目指すものとする。

本委託業務においては、目的に沿って以下の取り組みを実施すること。

尚、具体的な実施内容は受託者と市担当課との協議を経て決定するものとする。

(1) 市内青果物流通実態把握調査

(目 的)

市産農産物の共同配送モデルを構築することで、配送に関して生産者が抱えている課題を解決し、市内での青果物流量の増加を促す。また、配送コストの削減を図り、生産者の稼ぐ力の向上に繋げる。

(内 容)

- a. 市内で販売されている市産農産物の流通形態の実態を把握すること。
- b. 調査収集した情報の分析を行い、市産農産物の共同配送モデルの素案の作成を行うこと。
 - ・調査対象品目は、市内で販売されている市産農産物全般とする。
 - ・調査対象者は、市内主要地産食材販売店とそこに出品している生産者とする。
 - ・調査対象者へのヒアリングの実施については、地産地消コーディネーター2名とサプライチェーンマネジメント事業担当職員1名により実施する。
 - ・受託者は、調査に係る項目の作成や手法の精査及び進捗管理等を担うものとする。

(2) 市産農産物市外出荷配送ルート実態把握調査

(目 的)

市外に出荷されている市産農産物の配送ルートの実態を把握し、最適な共同配送モデルを構築することで、配送コストの削減を図り、生産者の稼ぐ力の向上に繋げる。

(内 容)

- a. 市外へ出荷されている市産農産物の量や出荷時期、集出荷の方法及び配送ルート等の実態を把握すること。
- b. 調査収集した情報の分析を行い、市産農産物の共同配送システムの必要性の検討と共同配送モデルの素案の作成を行うこと。
 - ・調査対象者は、本市農林水産物条件不利性解消事業利用者（系統外出荷）及び市内JA出荷者とする。
 - ・調査対象品目は、「かぼちゃ」、「ゴーヤー」、「おくら」、「いんげん」、「冬瓜」、「マンゴー」及び本市農林水産物条件不利性解消事業を利用している農産品とする。

(3) 市外出荷市産農産物競争優位性把握調査

(目 的)

市外へ出荷されている市産農産物の市場調査を行い、その実態を把握することで、市産農産物の競争優位性を明確化し、今後の市産農産物の戦略構築に繋げる。

(内 容)

- a. 市外へ出荷されている市産農産物について、「どこの」「誰が」「何をどのくらい」「どういう理由で」購入しているのかを調査・分析すること。
- b. 他地域の同様の作物の競争力や生産動向を把握し、市産農産物との比較等を通して、市産農産物の競争優位性を明らかにすること。
 - ・本市農林水産物条件不利性解消事業調査票は本市で収集し、受託者に提供する。
 - ・調査対象品目は、主として「かぼちゃ」、「ゴーヤー」、「おくら」、「冬瓜」、「いんげん」「マンゴー」とする。その他、調査が必要な品目については、担当課と調整すること。

5. 成果物

成果物としては、印刷物の報告書5部及び電子媒体の報告書1部を提出すること。

また、報告書の概要版（A4仕上がり2つ折り／両面印刷）を作成し、電子媒体への記録と印刷物10部の提出も行うこと。

6. 知的財産の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である宮古島市に帰属する。納品物の情報については、調査業務後に様々な形で活用する可能性があるため、第三者の情報を活用する場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記すること。

7. その他留意事項

(1) 委託業務の対象経費は、次のとおりとする。

①人件費

②直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）

③一般管理費（原則として（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とし、合理的・客観的に必要性を示すことができる場合に限り、10%を超えた比率について、協議に応じる。）

④消費税

(2) 本業務は、概算契約にて実施する。

(3) 受託者は、業務の遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。

(4) 本業務の契約にあたっては、企画提案の採択後、契約に向けた協議を行い、本仕様書と企画提案内容を踏まえて、実際の業務内容を確定する。

以上